十二	セレウス菌
十三	洗浄剤
十四	添加物（法第十一条第一項の規定により使用の方法につき基準が定められたものに限り、殺菌剤を除く。以下この表において同じ。）
十五	内寄生虫用剤の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた物質を除き、原材料に含まれるものに限る。以下この表において同じ。）
十六	農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた物質を除き、原材料に含まれるものに限る。以下この表において同じ。）
十七	病原大腸菌
十八	腐敗微生物
十九	リステリア・モノサイトゲネス

食肉製品	一	アフラトキシン（原材料である香辛料に含まれるものに限る。以下この表において同じ。）
	二	異物
	三	黄色ブドウ球菌
	四	カンピロバクター・ジエジユニ
	五	カンピロバクター・コリ
	六	クロストリジウム属菌
	七	抗菌性物質（化学的合成品であるものであつて、原材料である乳等、食肉、食鳥卵若しくは魚介類又はこれらの加工品に含まれるものに限る。以下この表において同じ。）
	八	抗生物質
	九	殺菌剤
	十	サルモネラ属菌
	十一	セレウス菌
	十二	洗浄剤
	十三	旋毛虫
	十四	腸炎ビブリオ（原材料である魚介類若しくは鯨又はこれらの加工品に含まれるものに限る。）